

後期高齢者医療保険料の支払いは口座振替を

保険年金課 ☎ 66・1102

後期高齢者医療保険料は、原則、年金からの差し引き(天引き)ですが、加入当初は納付書による納付となります。

以前、国民健康保険税などで口座振替依頼書を金融機関に提出している方も、改めて金融機関に後期高齢者医療保険料の口座振替依頼書を提出しない限り、口座振替になりません。口座振替依頼書(金融機関の窓口にあります)と預金通帳および通帳印鑑を持参のうえ、金融機関へ提出してください。

また、年金から差し引きにより納付していた方も、届出により口座振替の選択ができます。金融機関へ後期高齢者医療保険料の口座振替依頼書を提出後、認印と口座振替依頼書申込者控を持参のうえ、市役所保険年金課の窓口で「口座振替選択」の届出をしてください。

詳しくは、保険年金課へお問い合わせください。

国民健康保険税の納付は口座振替が便利です

保険年金課 ☎ 66・1172

口座振替納税にすると、納期ごとに金融機関へ出かける手数がかからず大変便利です。

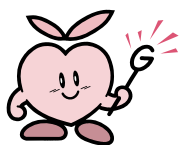
また、現在年金から国民健康保険税を納付されている方も、あらかじめ金融機関で振替納税の手続きを行い、保険年金課へ申し出ることで振替納税に変更できます。申し出の時期により、口座振替に切り替わる月が変わります。

詳しくは、保険年金課へお問い合わせください。

手当を振り込みます

福祉課 ☎ 66・1106

特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当の2月～4月分を5月10日(火)以降に、受給者指定の金融機関に振り込みます。確認してお受け取りください。



公園グラウンドフィールドおよび海陽多目的広場Bグラウンドの利用停止

文化スポーツ課 ☎ 66・1222

グラウンド整備のため、陸上競技場のフィールドおよび海陽多目的広場Bグラウンドの利用を停止します。

なお、公園グラウンドフィールド内の一部利用やトラックの使用は可能です。予約システムでの申し込みはできません。

期間 5月31日(火)～7月30日(土)

問合先 体育センター(☎69・3241)公園グラウンド事務所(☎57・2711)

ユトリーナ情報

清掃課 ☎ 57・4100

★「一閑張り、竹ざる」製作

とき 5月17日(火)

①午前10時～11時30分

②午後1時～2時30分

ところ 1階フロアー

定員 各10人(申し込み順)

参加費 450円(材料費)

申し込み ユトリーナ蒲郡(☎57・0123)へ。

市税条例一部改正について

税務収納課 ☎ 66・1116

法人市民税の法人税割の税率に係る適用事業年度が延長されました。

法人市民税の法人税割の税率については、平成14年3月31日から平成24年3月30日までの間に終了する各事業年度分の法人などに対しては14.7%を適用しています。しかし、その増収額を引き続き教育関係施設の整備充実にあてるため、終了日を3年間延長し、平成27年3月30日までとします。

なお、中小法人などに対する軽減措置として、資本などの金額が1億円以下で、かつ分割前の法人税割の課税標準である法人税額が40万円以下の法人などに対しては改正後も12.3%です。

市長対話「ざっくばらん」参加者グループ募集

秘書課 ☎ 66・1161

とき 5月27日(金)

午後3時～4時

ところ 市長応接室

テーマ 教育、環境問題、都市整備など市政に関すること
となら何でも結構です。ただし、単なる個人的な苦情や要望は除きます。

募集組数 1組(3～6人)
対話形式 フリートークキング
申し込み 5月17日(火)(当日消印有効)までに、ハガキ、ファクス、Eメールで参加メンバー全員の住所・氏名・年齢・電話番号・希望するテーマを明記の上、秘書課(〒441-8601 FAX 66・1102 Eメール nishio@city.gamagori.jp)へ。
※応募多数の場合は抽選。参加の可否は、5月20日(金)までに連絡します。

